

## 報告事項No. 5

### 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市立南原小学校の項中「川崎市高津区上作延796番地」を「川崎市高津区上作延3丁目9番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月23日から施行する。

## 制 定 理 由

住居表示の実施に伴い、実施区域内の市立学校の位置の表示を変更するため、この条例を制定するものである。

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○川崎市立学校の設置に関する条例 昭和39年3月30日条例第29号 (第1条～第2条 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係) 小学校</p> <table border="1" data-bbox="172 531 1066 764"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川崎市立南原小学校</td> <td>川崎市高津区上作延3丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	名称	位置	略		川崎市立南原小学校	川崎市高津区上作延3丁目9番1号	略		<p>○川崎市立学校の設置に関する条例 昭和39年3月30日条例第29号 (第1条～第2条 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係) 小学校</p> <table border="1" data-bbox="1176 531 2069 764"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川崎市立南原小学校</td> <td>川崎市高津区上作延796番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	名称	位置	略		川崎市立南原小学校	川崎市高津区上作延796番地	略	
名称	位置																
略																	
川崎市立南原小学校	川崎市高津区上作延3丁目9番1号																
略																	
名称	位置																
略																	
川崎市立南原小学校	川崎市高津区上作延796番地																
略																	

令和5年1月23日施行

# 住居表示旧新对照表

高津区上作延地区（1期）

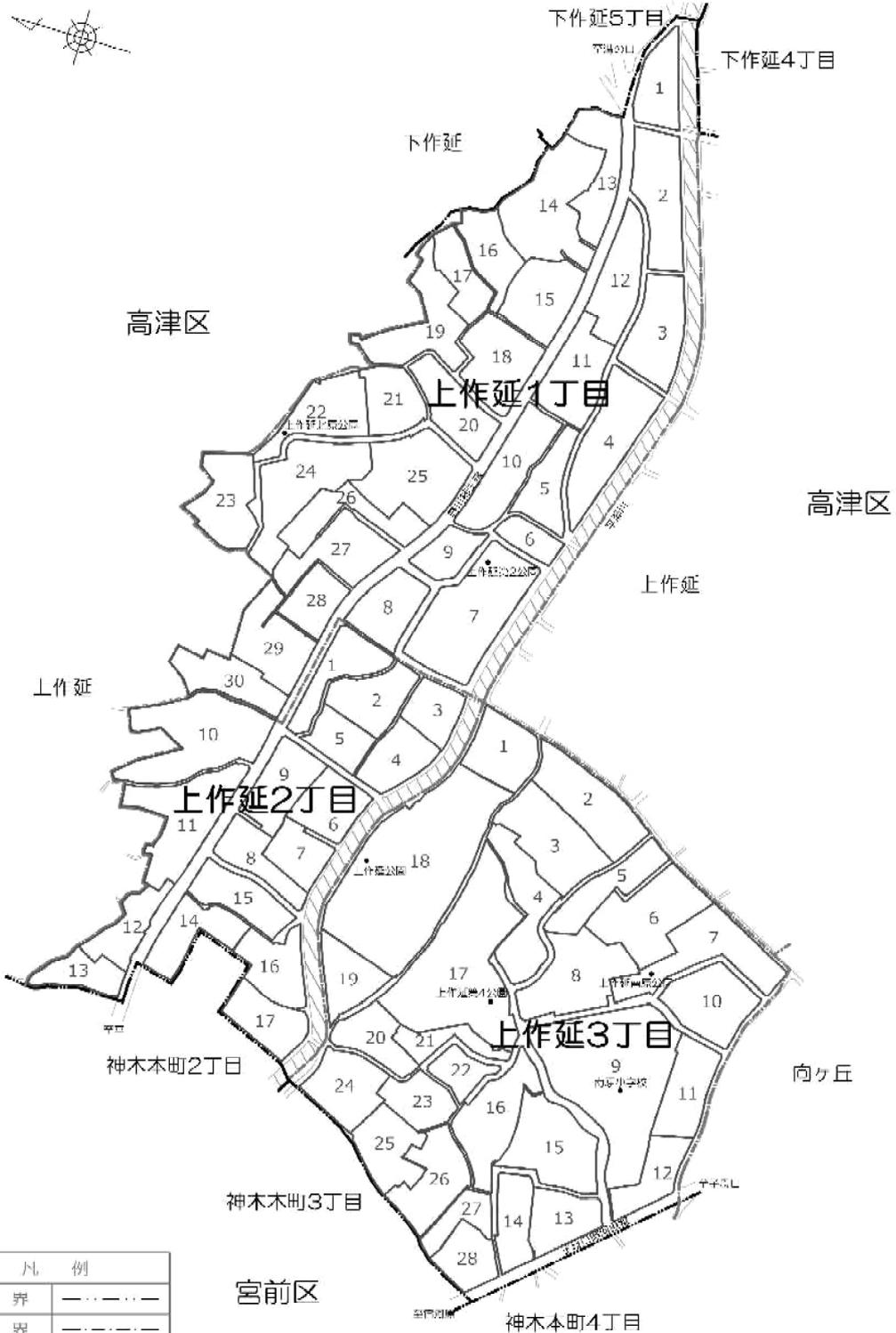
（上作延1・2・3丁目）

川 崎 市

【個人情報保護 対応用】

# 街区案内図

川崎市高津区



凡 例	
区 界	— · — · — · — · —
町 界	— · — · — · — · —
街区符号	1
水路等	

縮尺 1 : 6,000

# 目 次

## 旧新対照表

### 住居表示実施区域

旧 字 名	新 町 名	ページ
高津区上作延	高津区上作延 1 丁目 高津区上作延 2 丁目 高津区上作延 3 丁目	1 ~ 3 8

この対照表は、住民基本台帳、商業登記簿及び現地調査に基づき作成した。  
川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

た か つ く      か み さ く の べ  
高津区      上作延

新  
上作延1丁目  
上作延2丁目  
上作延3丁目

